別　記

第１号様式（第７条）

　　　年　　　月　　　日

木更津市長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付申請書

　市街化調整区域における地区計画に係る補助金の交付を受けたいので、木更津市補助金等交付規則第３条及び市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地区計画作成事業 | 地区計画提案予定日 | 年　　　　　月　　　　　　日 |
| 不動産登記法第１４条第１項の地図及び同条第４項の地図に準ずる図面 | 枚　　　×　　　　　　円 |
| 登記事項証明書 | 筆　　　×　　　　　　円 |
| 補助金交付申請額 | 円 |

添付書類

　１　木更津都市計画の提案に係る事前相談に関する取扱い要綱第７条に規定する「事前相談等の公表」の写し

　２　その他市長が必要と認める書類

第２号様式(第８条)

木更津市指令第　　　号

年　　月　　日

申請者　　住所

　　氏名又は名称

木更津市長　　　　　　　印

市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付決定（変更）通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった地区計画作成事業の補助金については、下記のとおり交付を決定したので、木更津市補助金等交付規則第６条及び市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付要綱（第８条第１項・第１０条第２項）の規定により通知します。

記

１　補助事業の名称　　　地区計画作成事業

２　補助金の（変更）交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　申請事項の修正

４　補助の条件

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第３号様式（第９条）

年　　　月　　　日

　木更津市長　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称　　　　　　　　　　印

市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付申請取下げ書

　　　　　年　　月　　日付け木更津市指令第　　　号をもって交付決定のあった市街化調整区域における地区計画に係る補助金については、下記の理由により取り下げたいので、木更津市補助金等交付規則第７条及び市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付要綱第９条の規定により届け出ます。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　円

２　取下げの理由

第４号様式(第１０条第１項第１号)

年　　月　　日

木更津市長　　　　　　　様

補助事業者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　印

地区計画作成事業 (一時停止・中止・廃止)承認申請書

　　　年　　月　　日付け木更津市指令第　　　　号で交付決定を受けた標記の事業について、下記のとおり当該事業を(一時停止・中止・廃止)したいので、木更津市補助金等交付規則第５条第１項第３号及び市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付要綱第１０条第１項第１号の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1　一時停止・中止・廃止を必要とする理由

2　一時停止・中止・廃止に係る事業の内容及び金額

　　(1)　変更内容

　　(2)　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　(3)　変 更 額　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　(4)　差引増△減額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

3　変更工程表

4　添付書類、交付決定通知書の写し

第５号様式(第１０条第１項第２号)

年　　月　　日

木更津市長　　　　　　　様

補助事業者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称　　　　　　　　　印

地区計画作成事業内容変更承認申請書

　　　年　　月　　日付け木更津市指令第　　　　　号で交付決定を受けた標記の事業内容について、下記のとおり事業内容を変更したいので、木更津市補助金等交付規則第５条第１項第１号及び市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付要綱第１０条第１項第２号の規定に基づき、関係書類及び図書を添えて下記のとおり申請します。

記

1　変更内容

2　変更理由

3 補助事業の完了予定日

4　交付決定額の変更

　　　　 交付決定額

　　　　 変更額

　　　　 差引増△減額

5　変更額の算出方法等（別紙のとおり）

（注）　変更額の算出方法等は、すべて補助金交付申請書の様式を準用する。

第６号様式(第１０条第１項第３号)

年　　月　　日

木更津市長　　　　　　　様

補助事業者　　住所

氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　印

地区計画作成事業完了予定日変更報告書

　　　年　　月　　日付け木更津市指令第　　　　　号で交付決定を受けた標記の事業について、下記事由により事業の完了が困難となったので、木更津市補助金等交付規則第５条第１項第４号及び市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付要綱第１０条第１項第３号の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1　交付申請書に記載した完了予定日

2　変更後の完了予定日

3　変更の事由

4　事業実施状況表

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 状況 | 年　　月 | | 年　　　月 | | 年　　　月 | |
|  | 未着手 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |
| 中 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |
| 完　了 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |

第７号様式(第１１条)

年　　月　　日

木更津市長　　　　　　　　様

補助事業者　　住所

　　　　　　　　　　氏名又は名称　　　　　　　　　印

地区計画作成事業遂行状況報告書

　　年　　月　　日付け木更津市指令第　　　　　号で交付決定を受けた標記の事業について、木更津市補助金等交付規則第１０条及び市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付要綱第１１条の規定に基づき、下記のとおり現在の遂行状況について報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地区計画作成事業 |  | 年　　月 | | 年　　月 | | 年　　月 | |
| 地区計画の地権者説明・同意の状況 | 未着手 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |
| 作成中 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |
| 完了 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |
| 地区計画の提案書の作成状況 | 未着手 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |
| 手続中 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |
| 完了 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |
|  | 未着手 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |
| 作成中 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |
| 完了 |  | ％ |  | ％ |  | ％ |

第８号様式(第１２条第１項)

年　　月　　日

　木更津市長　　　　　　　様

補助事業者　　住所

氏名又は名称　　　　　　　印

地区計画作成事業実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け木更津市指令第　　　　　号で交付決定を受けた標記の事業が完了したので、木更津市補助金等交付規則第１２条及び市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付要綱第１２条第１項の規定により関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1　補助事業の名称　　　　地区計画作成事業

2　補助金の交付決定額及びその精算額

　 　補助金の交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

　 　補助金の精　算　額　　　　　　　　　　　　　円

3　補助事業の実施期間

　　 自　平成　　年　　月　　日

　　 至　平成　　年　　月　　日

4　補助事業の成果

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 計画 | | 完了 | |
| 事業量 | 交付申請額 | 事業量 | 精算額 |
| 公図等 | 枚 | 円 | 枚 | 円 |
| 登記事項  証明書 | 筆 | 円 | 筆 | 円 |
| 合計 |  | 円 |  | 円 |

5　補助事業の成果

　(1) 成果で記載した公図等及び登記事項証明書を取得した際の領収書等

　(2)　その他参考となる資料

第９号様式(第１２条第３項)

木更津市達第　　　号

年　　月　　日

補助事業者　　住所

　　　氏名又は名称

木更津市長　　　　　　　印

是正命令書

　　　　　年　　月　　日付けで提出された地区計画作成事業実績報告書について下記の箇所に不備があるため、木更津市補助金等交付規則第１３条及び市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付要綱第１２条第３項の規定により是正を命ずる。

記

１　是正箇所

２　是正理由

　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第１０号様式(第１２条第４項)

年　　月　　日

　木更津市長　　　　　　　様

補助事業者　　住所

　　氏名又は名称　　　　　　　　　　　印

是正完了報告書

　　　　　年　　月　　日付け木更津市達第　　　　　号で命令を受けた下記の事業について、是正箇所の訂正が完了しましたので、市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付要綱第１２条第４項の規定により下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の名称　　　　地区計画作成事業

２　是正箇所及び訂正方法

３　是正した書類の添付

第１１号様式(第１３条)

木更津市達第　　　号

年　　月　　日

補助事業者　　住所

　　　　氏名又は名称

木更津市長　　　　　　　印

市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付額確定通知書

　　　　　年　　月　　日付け木更津市指令　　号をもって交付決定した市街化調整区域における地区計画に係る補助金については、木更津市補助金等交付規則第１４条及び市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付要綱第１３条の規定により下記のとおり確定したことを通知します。

記

１　交付確定額　　金　　　　　　　円

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第１２号様式（第１４条）

　　　年　　　月　　　日

木更津市長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称　　　　　　　　　　　　印

市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付請求書

　　　　　年　　月　　日付け木更津市達第　　　　号をもって額の確定のあった市街化調整区域における地区計画に係る補助金を木更津市補助金等交付規則第１５条及び市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付要綱第１４条の規定により下記のとおり請求します。

記

１　　請求額　　　金　　　　　　円

２　　口座振込申出書

　　　（１）　金融機関名

　　　（２）　預金種目

　　　（３）　口座番号

　　　（４）　口座名義（フリガナ）

第１３号様式(第１５条)

木更津市達第　　　号

年　　月　　日

補助事業者　住所

　　　氏名又は名称

木更津市長　　　　　　　印

市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付取消通知書

　　　　　年　　月　　日付け木更津市指令　　号により交付決定のあった市街化調整区域における地区計画に係る補助金について、下記のとおり取り消したので、木更津市補助金等交付規則第１７条及び市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付要綱第１５条の規定により通知します。

記

１　取り消した補助金の額　　　　　　　　　円

２　取り消しの理由

　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第１４号様式(第１６条)

木更津市達第　　　号

年　　月　　日

補助事業者　住所

　　　氏名又は名称

木更津市長　　　　　　　印

市街化調整区域における地区計画に係る補助金返還請求命令書

　木更津市補助金等交付規則第１８条第１項及び第２項並びに市街化調整区域における地区計画に係る補助金交付要綱第１６条の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　補助金の交付決定日

２　補助金の交付決定額　　　　　　　円

３　補助金の交付確定額　　　　　　　円

４　返還すべき金額　　　　　　　　　円

５　返還期限

６　返還方法

７　返還理由

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。